

第百十二号議案

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年四月十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二千九百四十億八千三十七万四千元」を「三千百四十億八千三十七万四千元」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 3 令和二年度から令和四年度までの間に限り、特別区に対する長期貸付の貸付利率は、第七条第一号の規定にかかわらず、零とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百八十七億七千二百六十一万五千元は特別区への貸付けに、二千七百五十三億七百七十五万九千元は市町村への貸付けに運用するものとする。

（提案理由）

東京都区市町村振興基金の額を改めるとともに、特別区の財政負担を緩和するため、長期貸付を無利子とする必要がある。